

チェックシート 【①お子様がお生まれのとき】

区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。

他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	出生届 生まれた日を含む14日以内 父母の本籍地、届出人の住所地、届出人の所在地又は出生地の市区町村へ届けてください。	父又は母	・届出書（出生証明書） ・母子健康手帳（時間外に宿直窓口で届出られる場合は、後日開庁時間内に持参してください。）	5	市民窓口課	オレンジ
	国民健康保険 （国民健康保険にご加入の方） 生まれてから14日以内 出産育児一時金は、原則として出産前に出産する病院等での手続になります。 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎は6カ月）の保険料の一部が減額されます。（令和6年1月分～）詳しくは担当課へお問い合わせください。	世帯主 又は家族	・国民健康保険被保険者証 ・母子健康手帳 ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等）	10 12	保険年金課	ピンク
	国民年金（1号のみ） 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎は6カ月）の国民年金保険料が免除されます。詳しくは担当課へお問い合わせください。	本人 又は家族	・年金手帳 ・母子健康手帳	12	保険年金課	ピンク

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	特別児童扶養手当	父又は母	申請される場合はご相談ください。 資格、所得制限等一定の要件があります。	50	障害保険福祉課	子どもはぐくみ室 緑
	児童手当 生まれてから15日以内 生計中心者（所得の高い）である父又は母が請求者となります 所得制限等一定の要件があります。 請求手続が遅れると、遅れた月分の手当が受けられませんのでご注意ください。	父母 又は代理人	・個人番号確認書類（請求者分） ・請求者の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの ・請求者の健康保険被保険者証等（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。） 請求者が公務員の場合は、勤務先でお手続きください。ただし例外あり（勤務先でお尋ねください。）	51 52		
	子ども医療 出生後速やかに	父母 又は代理人	・子どもの健康保険被保険者証（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）			
	保育所	保護者	右記までお問合せください。			
	幼児教育・保育の無償化	保護者	右記までお問合せください。			
	児童扶養手当 申請される場合は、事前に相談してください。資格、所得制限等の一定の要件があります。	ひとり親家庭 父又は母	・個人番号確認書類 ・戸籍謄本等 ・年金手帳 ・金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの 世帯の状況により、他に必要な書類があります。	53		
	ひとり親家庭等医療 資格、所得制限等一定の要件があります。	ひとり親家庭の 父又は母	・健康保険被保険者証 ・戸籍謄本等 世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	未熟児養育医療	保護者	右記までお問合せください。			
	出生通知書 出生後速やかに	保護者	母子健康手帳に添付されている出生通知書（ハガキ）を郵送又は持参してください。			
	母子健康手帳の交付 妊娠したとき	本人又は夫、代理人	・妊娠届出書 ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・個人番号確認書類			
	出産・子育て応援事業	—	右記までお問合せください。			

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。

* 京都市子ども家庭支援課分室TEL.251-1123（同分室のみ郵送可）

〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階